

森林環境税及び森林環境譲与税について

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養^{かんよう}等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

『森林環境税』は、令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

『森林環境譲与税』は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、『森林経営管理制度』の設立に合わせ、令和元(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されます。

使途と公表

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という）第34条第1項により「市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない」とされています。

- (1) 森林の整備に関する施策
- (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

また、使途の公表については、法第34条第3項により、「市町村長及び都道府県の長は、地方自治法第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない」としています。

南部町では、令和元年度に「南部町森林環境譲与税基金」を設置し、森林の整備やその利用促進等に関する施策に要する経費に充てます。

令和元年度は、森林環境譲与税を下記のとおり利用しました。

事業名	事業費 (譲与税分) 単位：千円	事業内容	実績
意向調査準備業務	2,230	意向調査をするため、南部町内の森林で整備の対象となる森林を抽出。	・GISデータ化 ・森林経営計画 4件 ・施業履歴 285件
竹林整備補助事業	24	森林に生育している・若しくは侵入している竹林の整備に対する補助事業	0.07haの侵入竹の除伐
小学校児童用机・椅子整備事業	3,326	小学校の児童用学習机の天板と、椅子の背面及び座面への木材利用	机・椅子 合計112セット
基金への積立	11,379	森林経営管理制度に基づく森林整備等の関連事業に備えた基金への積立	